

# 島田市立北中学校 いじめ防止基本方針

## 基本方針

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。人権を侵害する行為である。ただ、どの生徒にも、どこでも起こりうるものである。このような視点に立ち、全ての生徒に向けた対応が必要である。

北中学校は、「いじめをなくしたい」という願いのもと、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、そして、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安全・安心に生活できるよう、いじめ問題に学校全体で組織的に対応し、「早期発見」「早期対応」「早期解消」の具体的な取組をしていく。

### 【保護者・地域との連携】

- 家庭訪問や授業参観・懇談会などを通して保護者との信頼関係づくりに努める。
- 便りなどで相談電話等、外部機関を紹介する。
- 年に2回福祉の会を実施し、民生児童委員等から地域の様子を把握するように努める。
- PTA本部、学校評議員会等との連携を図る。

### 【生徒指導体制・職員研修・方針点検】

- 年間指導計画を立て、計画的に指導を行う。
- 職員研修として、スクールカウンセラー（SC）等の専門家による生徒理解研修を行う。
- いじめ防止の取組は、PDCAサイクルで見直し、実効性のあるものになるよう、努める。

### 【関係機関等との連携】

- SCやスクールソーシャルワーカー（SSWr）などの専門家や警察署、児童相談所の関係機関との連絡を密にし、連携を図る。
- 「生き方講座」として外部から講師を招いて、講話をしてもらう。

## いじめ対策委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、該当学級担任  
(PTA役員、主任児童委員、SC、SSWr)

## 全教職員

### 【未然防止】

- 道徳教育の充実  
行事と道徳のユニット化を図り、実践力につながる心の耕しを段階的、継続的に行う。
- 生徒が活躍する授業への改善  
「わかる授業」づくりを進め、生徒の学習への意欲を高める。家庭学習習慣の確立も図る。
- 生徒会活動の充実  
代表委員会などで学校、学級の問題を考え、自治的な学校、学級づくりを目指す。縦割り活動の充実を図る。

### 【早期発見】

- アンケートと教育相談の実施  
いじめ(生活)アンケートの実施と年3回の教育相談を行う。また、必要に応じてアンケートを実施する。アンケート結果を全職員で確実に共有する。
- 保健室の活用  
養護教諭に話ができる雰囲気をつくる。
- 生活ノートの活用
- SCの活用  
SCの期日を紹介し、気軽に活用しやすい環境を整える。

### 【早期対応】

- いじめ対策委員会を中心に、組織的に対応する。
  - ・事情聴取、整理・分析、まとめ。
  - ・対応策の検討。教職員全体の意思の形成。
- 教職員の共通理解、保護者の協力、SCやSSWr等の専門家や、警察署、児童相談所、病院等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- すばやく情報や対応策を全職員が共有する。(一人で情報を抱え込まない)。

### 【継続支援・重大事態への対応】

- 継続的な指導の実施
  - ・被害生徒への面談
  - ・加害生徒への指導
  - ・周囲の生徒への指導
  - ・被害、加害生徒の保護者への説明と協力依頼
  - ・教育相談体制の強化
- 重大事態が生じた場合は、教育委員会に報告、対応をする。
- 学校が事実の調査を行う場合はいじめ対策委員会を開き、専門家を加えるなどして対応する。